

特別支援教育就学奨励費・特別支援学級整備事業

管理部 学事課
 学校教育部 学校教育課

1 事業内容

特別支援教育就学奨励費は、市立小・中学校の特別支援学級に在籍している、若しくは学校教育法施行令第22条の3に規定する障碍の程度に該当する児童・生徒の保護者に、就学による経済的負担を軽減するため、学校教育活動において必要な経費の一部を援助するものです。

特別支援学級整備事業は、市立小・中学校の特別支援学級の教室環境の改善、向上を図ることを目的に、スロープや手すりの設置、カーペットの貼り替えなど、支援が必要な児童の実態に合わせて整備しています。

2 特別支援教育就学奨励費（特別支援学級在籍児童生徒）の対象者数と推移

(単位：人)

| | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 対象者数 | 519 | 559 | 634 | 697 | 754 |

※各年度5月1日時点。